



利用期限：利用券に記載の期日

利用済チェック ✓

「特定保健指導」利用券

対象者： 40 歳以上 75 歳未満の組合員及び被扶養者で特定健康診査の結果で利用対象となった方

助成額： 特定保健指導にかかる全額（自己負担はありません。）



健診等は、受診すれば健康上の問題が取り除かれるというものではありません。しかし、まずはご自身のからだの状態を知ることが、健康体への第一歩です。ご自身では気付かないうちに不調の原因が成長していないとも限りません。ご自身では「健康」と思っている方も、年に一度の健康チェックを行い、「健康であること」の確かな裏づけをしてください。

年度末になるにつれ、健診機関等でも予約が取りづらくなることが予想されています。受診期限までまだ猶予があると思うことなく、お早目にご予約・ご受診されることをお勧めいたします。



健康生活をサポートする

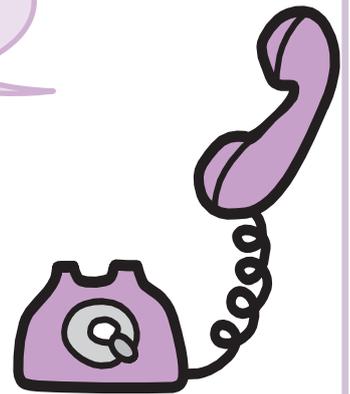
健康相談事業

平成25年度 利用状況

相談は無料!!

平成25年度に寄せられました相談件数については、下表のとおりです。これらの相談事業は、組合員はもちろん、ご家族の方も健康やこころのお悩みについてご利用いただけます。しっかりとした知識をもち経験豊富な相談員が対応し、個人情報保護法を遵守し相談者のプライバシーを厳守し機密を保持します。

詳細については、裏表紙に掲載していますのでご活用ください。



利用件数	電話健康相談	メンタルヘルス相談		
		ハートランドしぎさん	大学院連合メンタルヘルスセンター	合計
平成23年度	219	7	—	7
平成24年度	222	3	—	3
平成25年度	182	3	7	10

※大学院連合メンタルヘルスセンターの開設はH25年度です。